

審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日 作成

法 令 名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項	第 59 条 第 9 項
処 分 の 概 要	運搬証明書の書換え
原 権 者 (委任先)	奈良県公安委員会
法 令 の 定 め	核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第 5 条 (運搬証明書の記載事項の変更)
審 査 基 準	
標準処理期間	2 日。ただし、行政庁の休日は含まない。
申 請 先	申請書は、生活安全部生活安全企画課に提出してください。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課保安係 (電話 0742-23-0110)
備 考	

審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日 作成

法 令 名 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項 : 第 59 条第 10 項
処 分 の 概 要 : 運搬証明書の再交付
原権者 (委任先) : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第 6 条 (運搬証明書の再交付)
審 査 基 準 :
標準処理期間 : 2 日。ただし、行政庁の休日は含まない。
申請 先 : 申請書は、生活安全部生活安全企画課に提出してください。
問い合わせ 先 : 生活安全部生活安全企画課保安係 (電話 0742-23-0110)
備 考 :